

刑事訴訟法Ⅱ

科目ナンバリング CRL-302

選択必修 2単位

佐々木 知子

1. 授業の概要(ねらい)

後期は主に、前期で勉強した「捜査」→「公訴の提起」の後の「公判手続」以降を扱います。裁判は事実認定及び刑の量定の二本柱で成り立っており、事実認定の方法として証拠法を学ぶことになります。

私は検事歴15年に加えて弁護士歴も18年に及び、公判では検察官及び弁護人の双方を経験しています。刑事訴訟は裁判員裁判(及び公判前整理手続)の導入によって大きく変わりましたが、裁判員裁判は全体の1～2%と極めて少ないのが現状です(耳目を集める殺人事件等はすべて裁判員裁判ですが)。片や通常事件の公判手続は従来とほとんど変わらず、公判前整理手続もほぼありません。そのことは授業中に何度も触れているのに、最後までこの二つを混同したままの人が多くて、とても残念です。

書く力を重視しており、最後の授業内試験は論述式2問形式で実施し(レジュメ・指定参考書持ち込み可)、その模範答案・コメントはLMSにアップします。なお途中、中間試験をオンラインで実施し、答案を作成して送付してもらう予定です。学生にも是非、積極的に取り組む姿勢を持ってもらいたいと思います。

2. 授業の到達目標

刑事訴訟法に関する基本的な知識を持ち、日々起こる事件の流れが分かり、人に説明できるようになること。

3. 成績評価の方法および基準

最後の授業内試験(論述式2問)の採点結果によって、成績を評価します(S10%以内、A～C各30%予定だがBが多くなる傾向あり。Dは例外的)。出席回数を受験資格としないし、出席点を加味することもしませんが、これまでの経験からして出席状況の良い学生ほど試験の点も高く、従って成績も良いので、自分のために出席を心がけて下さい。

4. 教科書・参考文献

教科書

なし。私がレジュメを作成し、LMSにアップします。

参考文献

池田修・前田雅英著 『刑事訴訟法講義(第7版)』 東京大学出版会

5. 準備学習の内容

配布レジュメ、参考書で予習・復習してください。

6. その他履修上の注意事項

刑法総論はもちろん刑法各論も履修しておいてください。刑事訴訟法Ⅰも履修しておくこと。

予習・復習をし、主体的に授業に参加すること。授業の最後15分を質疑応答に充てており、質問大いに歓迎です。

7. 授業内容

- 【第1回】 前期試験の講評(模範解答・コメントを事前にLMSにアップします)
第4編 公判手続①——第1章 公判の準備 1総説
- 【第2回】 同②——2公判前整理手続 3公訴提起後の捜査
- 【第3回】 同③——4公訴提起後の勾留・保釈 第2章 公判の構成 1当事者
- 【第4回】 同④——2公判の進行 3訴訟指揮 第3章 訴因の変更 1訴因の変更
- 【第5回】 同⑤——2訴因変更の可否 3訴因変更の要否
- 【第6回】 同⑥——第4章 公判期日の手続 1冒頭手続 2証拠調べ手続
- 【第7回】 中間試験(論述式2問)実施。オンラインで金～日曜に適宜作成し、送信してもらいます。ただし進行によって日程は1回程度ずれるかもしれないので、授業に出席してフォローしてください。
上記の模範解答・コメントをLMSにアップし、復習を兼ねて解説する。
- 【第8回】 公判手続⑦——3 証拠調べの実施
- 【第9回】 同⑧——4 論告・弁論、弁論の終結・再開
- 【第10回】 同⑨——7 簡易公判手続・即決裁判手続 8 裁判員制度
- 【第11回】 同⑩——第5章 犯罪被害者への配慮
第5編 証拠法①——第1章 総説
- 【第12回】 同②——第2章 自白法則
- 【第13回】 同③——第3章 伝聞法則とその例外
- 【第14回】 同④——第4章 共同被告人の証拠、第5章 証拠の許容性 第6章 事実の認定
- 【第15回】 まとめと授業内試験(範囲は中間試験以降)